

工事仕様書

- | | |
|----------|----------------------|
| 1. 工事番号 | 20261008、20262006 |
| 2. 工 事 名 | 実籾4-32番地先低圧管・配水管入替工事 |
| 3. 工事場所 | 習志野市実籾4-32番地先 |
| 4. 工 期 | |

(1)本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から171日間

なお、工期には、以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
実工事日数	43日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝(休日＋天候等による作業不能日)／実働日数	0.78
自然転圧期間	14日間

(2) 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

- | | | | | | | |
|---------|----|-----|--------|-------|-----------|-----------|
| 5. 工事概要 | ガス | 低圧管 | 布設工 | PE | 150mm | L= 46. 7m |
| | | | | PE | 50mm | L= 72. 6m |
| | | 撤去工 | TMDIP | 150mm | L= 28. 7m | |
| | | | PE | 75mm | L= 2. 3m | |
| | | | PC2-LM | 50mm | L= 70. 3m | |
| | 水道 | 配水管 | 布設工 | HPPE | 100mm | L=127. 4m |
| | | | | HPPE | 75mm | L= 16. 1m |
| | | 撤去工 | ADIP | 100mm | L=110. 6m | |
| | | | HPPE | 75mm | L= 6. 1m | |
| | | | PP | 50mm | L= 6. 3m | |

工事は昼間工事とする。

6. 説明事項

(1) 工事共通事項

①工事に際しては、設計図書その他「習志野市企業局ガス・水道本支管工事標準仕様書」(習志野市企業局)「本支管指針【工事編】」(日本ガス協会)「水道工事標準仕様書【土木工事編】」(日本水道協会)「接合要領書」(日本ダクタイル鉄管協会)「施工マニュアル」(配水用ポリエチレンパイプシステム協会)その他関係法規及び本市の条例・保安規程等工事の施工に関する諸法令規則を厳守しなければならない。

なお必要な図書は、請負者にて入手すること。

②本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(2) 一般共通事項

①図書の疑義は、仕様書を優先し、且つ監督員の指示を仰ぐこと。

②仕様書及び図書に記載がなくても、本工事を遂行するに当たり、当然必要となる構造上及び施工上の事項については、請負者の負担において対処すること。

③工事施工上で必要な官公署、その他に対する諸手続きは、遅滞なく行い、且つこれらの手続きに要する費用は、請負者の負担とする。

④工事関係書類については、着手前、施工中、完成時において監督員の指示に従い、それぞれファイリング等により整理し提出すること。

(3) 特記事項

①工事に支障となる地下埋設物等の処理及び対応については、監督員と協議のうえ決定し対処すること。

②道路工事等に際しては、安全に十分配慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。

③施工管理及び工程管理に留意して、工期内完成を遵守すること。

④お客様に関係する工事及び作業は、必ずお客様と十分な打合せをすること。

⑤路盤検査については、事前に企業局工務管理課と調整し行うこと。

⑥ガス管の気密試験、水道管の水圧試験、連絡工事等の施工予定日については、原則実施の7日前までに監督員へ届出を行い、実施方法、立会日等の調整をすること。

⑦工事を施工する前に工作物等の破壊や亀裂等が予測される場合は、十分な調査を行うこと。

⑧交通誘導員は、交代要員を含む4人体制を基本とする。

⑨舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については八千代市上高野 1728-5、片道運搬距離 8.9 kmの株式会社 TOA シブルに運搬し、産業廃棄物として適切な処理を実施すること。(処理後、原則として複写式伝票のE票の写しを提出すること。)なお、工事受注後、事情により上記の処理により難しい場合は、監督員と協議すること。

⑩本工事により発生する建設発生土は、習志野市茜浜 3 丁目 7 番地先の市所有地のうち、(80 m²)を工事期間(5ヶ月)において仮置き場所として借り上げ、一時保管した後に処分場に運搬し処理すること。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督員に報告すること。工事受注後、事情により上記の指定処理に難しい場合は、監督員と協議すること。

⑪本工事により発生する路盤廃材は、船橋市習志野 4 丁目 34 番 1 地先、片道運搬距離 2.9 kmの東瀝青建設株式会社に運搬し処理すること。

⑫本工事により発生するアスコン塊は、船橋市習志野 4 丁目 34 番 1 地先、片道運搬距離 2.9 kmの東瀝青建設株式会社に運搬し処理すること。

⑬本工事により発生する無筋CO塊は、船橋市習志野 4 丁目 34 番 1 地先、片道運搬距離 2.9 kmの東瀝青建設株式会社に運搬し処理すること。

(4)関連する他工事について

①付近住民からの苦情等も考えられるので、PR及び安全対策並び交通整理についても、十分留意し、現場代理人及び作業員は、言葉使い、服装等に気をつけてお客様と接すること。

②工事に支障となる地下埋設物等は、事前に立会いを依頼し位置確認をすること。

③自然転圧期間を十分にとり舗装本復旧工事の工程打合せを監督者で行うこと。

④仕切弁及び消火栓等の鉄蓋並び筐の高さ調整を行うこと。

⑤境界杭及び境界ピン付近の掘削は、十分注意をはらい、動かした場合もしくは紛失した時は責任をもって現況に復元すること。

⑥境界杭及び境界プレートの前後1m 残し復旧すること。

(5)情報の取り扱いに関して

①受注者は、本件工事に関して知りえた発注者の保有する情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の発注者の保有する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②受注者は、本件工事を施工するために、個人情報等を収集するときには、当該工事を施工するために必要な範囲で、適正かつ公平な手段により収集しなければならない。

③受注者及び本件工事に従事している者又は従事していた者は、発注者の保有する情報を適当な理由もなく第三者に知らせ、又は当該工事の目的外に使用してはならない。

④情報の取り扱いに関して、上記内容は契約の終了(契約を解除した場合を含む。)後にあいても同様とする。

(6)中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、監督職員が精査をしたうえで必要と認めた別途調達経費については設計変更の対象とする。(必要に応じて工期変更を行うものとする。)

(7) 週休2日制適用工事

- ① 本工事は、週休2日制適用工事(発注者指定方式)である。
- ② 受注者は、原則週休2日制で施工すること。
- ③ 週休2日制の実施にあつては、「習志野市企業局週休2日制適用工事実施要領(土木等工事)」に基づき行うこと。

(7) その他

- ① 他工事等との工程等の調整を行うこと。
- ② 既設管撤去部及び連絡部については、土留め工を行った上で施工すること。
- ③ 万一、事故及び労働災害等の緊急事態が発生した際は、直ちに作業を中止し発注者及び警察・消防等関係機関へ報告すること。